

平成22年12月22日

監理団体 代表者 殿



技能実習生等受入適正化推進会議  
座長 初山 錦吾



### 技能実習生の労働条件の確保・改善等に関する要請について

時下、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、岐阜県内には、愛知県に次いで全国で2番目に多い外国人研修生・技能実習生が現在研修及び技能実習活動に従事していますが、これらの技能実習生を受け入れている実習実施機関の中には、法定の最低賃金、割増賃金を支払っていなかったり、長時間労働を行わせている等の労働基準関係法令等に違反している事業場が、依然として数多く認められます。また、最近では、労働基準監督署等の監督指導時における事業主等の虚偽説明、帳簿等の改ざん・隠蔽等の悪質な事案が目立つようになってきています。

当推進会議は、これらの問題に対処するため、労働行政のみならず関係機関が緊密に連携することにより、監理団体・実習実施機関にとどまらず広く県民に対し、技能実習生等の適正な受入れのためのコンセンサスを形成することを目的とし、関係機関及び労使団体が参集し設立されたものです。

本年7月1日に施行された「出入国管理及び難民認定法」等の改正により、技能実習生は、講習期間経過後、直ちに労働関係法令が適用されることとなったほか、監理団体による実習実施機関への指導・監督・支援体制の強化及び団体運営の透明化が強く求められることとなりました。今後における技能実習生の労働条件の確保・改善等の取組において、監理団体が果たす役割は益々大きくなっています。

つきましては、これらの技能実習生問題の現状及び監理団体が果たすべき役割の重要性について改めてご認識いただき、貴団体傘下の実習実施機関が違法・不適正な技能実習生の受入れを行うことのないよう、下記事項について要請いたします。

### 記

1 新しい「技能実習制度」において強く求められることとなった監理団体が果たすべき役割を十分に認識し、技能実習生の適正な受入れを徹底するため、技能実習の実施状況の把握に努め、実習実施機関に対する指導・監督・支援を適切に実施すること。

特に、「団体要件省令」第1条3号において定められた、監理団体役員（技能実習運営責任者）が実習実施機関に赴き技能実習の状況を直接確認する「監査」を確実に実施すること。

また、監理団体は職業紹介事業者として職業安定法を遵守すること。

2 実習実施機関が労働関係法令に違反することなく適正な労務管理を行うよう、次の事項について必要な指導を行うこと。

(1) 労働時間管理について

ア タイムカード等の客観的な記録を基礎として、適正な労働時間管理を行うこと。

イ 時間外労働は、使用者の指示命令の下に行わせる必要があることを踏まえ、労働時間管理を技能実習生自身に任せないこと。

ウ 適正に把握した時間外労働・休日労働の実績に基づき、法定の割増率以上で計算した割増賃金を支払うこと。

エ 時間外・休日労働は、労働基準監督署に届出した時間外・休日労働協定届の範囲内で行うこと。

(2) 賃金の支払いについて

ア 最低賃金額以上の額で定期賃金額を設定するとともに、賃金控除を行う場合には、控除協定を締結した上で、控除の内訳及び金額を明確にし、技能実習生自身に通知すること。なお、控除額は実費を超えないこと。

イ 賃金の支払いに関するトラブル防止のために、賃金明細書は必ず交付すること。

ウ 本人の希望でも、預金通帳、キャッシュカード及び印鑑を預からないこと。

(3) 帳簿等について

ア 賃金台帳、タイムカード等の労働基準法で作成を義務づけられた帳簿等の作成を必ず行い、3年以上保存すること。

イ 帳簿等の改ざんを行わないこと。

3 実習生による資格外活動等の不法就労事案や、実習実施機関に係る虚偽申請により研修生が不法入国していた事案が認められたことから、このような犯罪行為を防止するために、監理団体はもちろんのこと貴団体傘下の実習実施機関・技能実習生に対しても、その入国に係る関連法令等に違反しないよう遵法意識などの啓発を行い、またその遵守状況についても必要な指導・監督・支援を実施すること。

(参考) 技能実習生等受入適正化推進会議

座長 初山錚吾(朝日大学大学院法学研究科教授)

構成行政機関・団体

・法務省 名古屋入国管理局

・岐阜県

・岐阜県警察本部

・財団法人 国際研修協力機構 名古屋駐在事務所(JITCO)

・日本労働組合総連合会岐阜県連合会(連合岐阜)

・社団法人 岐阜県経営者協会

・岐阜県中小企業団体中央会

・厚生労働省 岐阜労働局(事務局)